



LONG AN IP & Business NEWSLETTER

2016 年 NO01 総 79 期

目 次

IP ニュース

- 中国集積回路知的財産権連盟が発足
- 2015 年中国特許行政執行案件数が 35,844 件に達した
- 2015 年中国発明特許出願件数が初めて 100 万件を突破した

ビジネスニュース

- 2015 年中国自動車生産・販売状況に関する統計

新法速達

- 『知的財産権濫用に関する反独占ガイド』意見募集開始
- 全国人民代表大会、株券発行の登録制改革を同意
- 合法的に弁護士の訴訟権利を確実に保障することに関する規定

IPニュース

中国集積回路知的財産権連盟が発足

1月20日、中国集積回路知的財産権サミットにおいて、中国集積回路知的財産権連盟が正式に発足した。

関係者によると、中国集積回路知的財産権連盟は、工業及び情報化部電子科学技術情報研究所が発起した専門的な民間非営利組織である。創設メンバーは、64社の国内の企業及び事業単位からなり、集積回路設計、製造、パッケージ、テスト、関連する装備及び材料などの産業チェーンの上下流企業及び標準化、関連ソフトの開発、システム集積、インターネット、コンテンツ及びサービスなどを覆い、これら全産業チェーンの資源を統合し、世界的に影響力のある集積回路産業新興知的財産権組織を構築することを目指している。

全文：<http://www.cnpat.com.cn/show/news/NewsInfo.aspx?Type=H&NewsId=6901>

2015年中国特許行政執行案件数が35,844件に達した

先日、国家知識産権局は、2015年全国知的財産権システム行政執行案件数の統計状況を発表した。中国は、特許権侵害詐称行為の取り締まりに全力を傾けた結果、大きな成果を挙げることができた。2015年、特許行政執行案件は35,844件に達し、前年同期比46.4%増となった。その内、特許権に関する紛争案件は1万件を突破して14,607件に達し（その内、特許権侵害紛争案件は14,202件）、前年同期比77.7%増加した。また、特許詐称案件は21,237件に達し、前年同期比30.6%増加した。

全文：<http://www.cnpat.com.cn/show/news/NewsInfo.aspx?Type=H&NewsId=6956>

2015年中国発明特許出願件数が初めて100万件を突破した

1月14日、国家知識産権局は、北京で記者会見を開催し、2015年中国発明特許登録件数に関するデータを発表した。

該データによると、2015年、中国発明特許出願件数が初めて100万件を突破し、110.2万件に達し、前年同期比18.7%増加し、5年連続で世界一となった。また、2015年、中国発明特許登録件数は35.9万件に達し、その内、中国国内発明特許登録件数は26.3万件で、前年同期比61.9%(10万件)増加した。また、2015年末までに、中国国内(香港・マカオ・台湾を含まず)の有効発明特許件数は87.2万件となった。

また、2015年、国家知識産権局が受理した特許協力条約(PCT)を利用した国際特許出願件数は30,548件に達し、前年同期比16.7%増加した。その内、国内出願件数は28,399件で93.0%を占め、前年同期比18.3%増加した。また、海外出願件数は2,149件で7.0%を占め、前年同期比0.6%減となった。

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部188室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

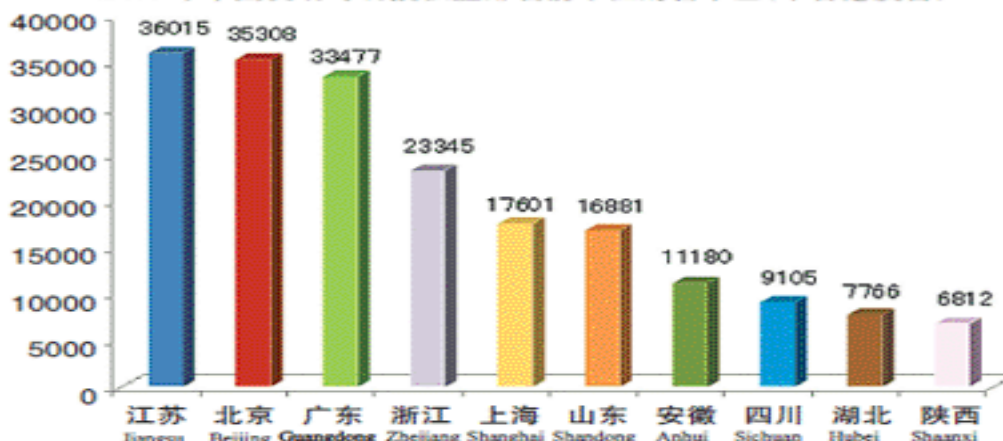
Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923

Email:patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

Top 10 Chinese provinces (municipalities) in invention patents granted in 2015
(Hongkong, Macao and Taiwan are not included)

2015年中国发明专利授权量排名前十位的省市区(不含港澳台)



Top 10 Chinese enterprises in invention patents granted in 2015
2015年中国发明专利授权量排名前十位的中国企业

企业名称	Company	数量	Quantity
中石化	Sinopec	2844	
中兴通讯	ZTE	2673	
华为	Huawei	2413	
国家电网	State Grid	2081	
京东方	BOE	1115	
华星光电	CSOT	728	
中石油	CNPC	641	
中联重科	Zoomlion	596	
腾讯	Tencent	581	
比亚迪	BYD	509	

Top 10 foreign enterprises in invention patents granted in 2015
2015年中国发明专利授权量排名前十位的外国企业

企业名称	Company	数量	Quantity
高通	Qualcomm	1350	
佳能	Canon	1273	
丰田	Toyota	1240	
松下电器	Panasonic	1117	
三菱电机	Mitsubishi Electric	1095	
通用汽车	GM	1005	
博世	Bosch	940	
飞利浦	Philips	920	
西门子	Siemens	915	
三星电子	Samsung Electronics	912	

全文: <http://www.cnpat.com.cn/show/news/NewsInfo.aspx?Type=H&NewsId=6939>

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京國際俱樂部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

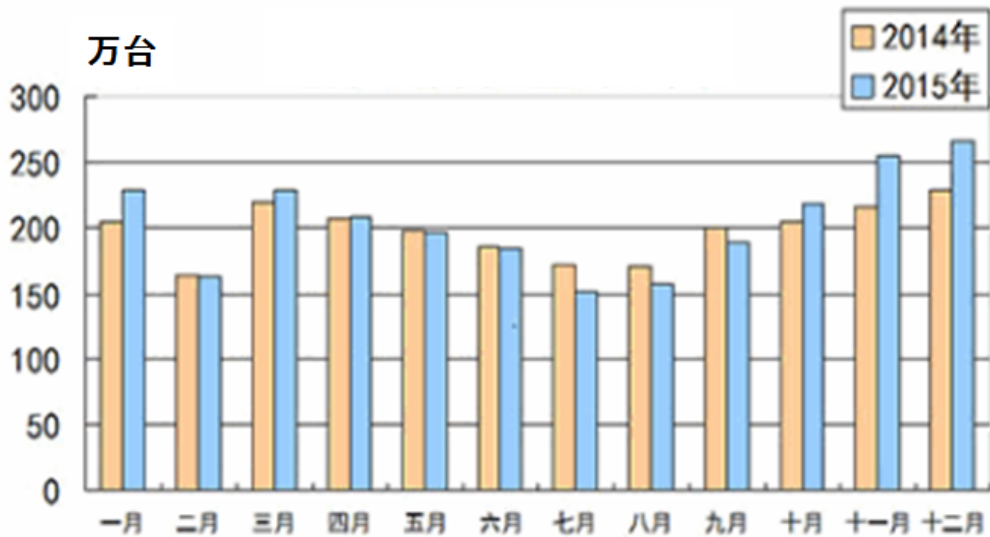
<http://www.longanlaw.com>

ビジネスニュース

2015年中国自動車生産・販売状況に関する統計

2015年中国自動車生産状況に関する統計

China Automotive Production Information



2015年中国自動車販売状況に関する統計

China Automotive Production Information

全文: <http://www.caam.org.cn/>

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923

Email:patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

新法速達

『知的財産権濫用に関する反独占ガイド』意見募集開始

国家発展・改革委員会が2015年12月31日に『知的財産権濫用に関する反独占ガイド』の意見募集案を公布し、2016年1月20日までの意見募集を開始した。

当該意見募集案の主要内容については下記の通りである。

1. 知的財産権に該当する反独占分析において、関連の技術市場の定義を導入する必要がある。関連の技術市場とは、知的財産権の行使による技術と代替関係のある技術の間に相互競争して構成する市場を指す。技術の代替可能性を判断する場合、考慮できる要素は技術属性、用途、許可料金、知的財産権の時間期限及び需要者がその他の代替可能な技術に転換する可能性及びコスト等を含む。

2. 個別案件の需要に基づき、知的財産権の行使が研究開発投資、革新活動に対する影響を考慮することができる。関連市場の競争状況に対する分析は、経営者と関連競争者、取引相対者の市場地位、関連市場の集中度、関連市場の参入難易程度、取引相対者の関連知的財産権に対する依頼程度、産業特徴と産業発展状況、技術の更新、代替可能性及び市場割前等の関連市場における技術状況を考慮することができる。

3. 経営者が知的財産権を行使する行為が市場支配地位を濫用するか否かを分析する場合、まずは関連市場を定義して当該経営者が関連市場で市場支配地位を有するか否かを認定し、個別案件に基づいてその知的財産権を行使する行為が市場支配地位の濫用行為に構成するか否かを具体的に分析しなければならない。関連市場で支配地位を有する経営者が知的財産権を行使する行為が濫用行為を構成するか否かについて、知的財産権の特徴と競争への影響を考慮し、個別案件を結び付けて具体的に分析しなければならない。

全文：http://www.sdpc.gov.cn/gzdt/201602/t20160201_774059.html

全国人民代表大会、株券発行の登録制改革を同意

全国人民代表大会常務委員会が2015年12月27日に『国務院の株券発行登録制改革での証券法関連規定の調整適用の授権に関する決定』を公布し、国務院は上海証券取引所、深セン証券取引所で上場取引を予定する株券の公開発行に対して、『中華人民共和国証券法』の株券公開発行の審査・批准制度の関連規定の適用を調整し、登録制度を実行することを授権し、具体的な方案は国務院が規定し、全国人民代表大会常務委員会に報告して届出することを明確にした。

また、当該規定は国務院が株券発行登録制改革業務中の組織指導を強化し、当該決定の実施状況を全国人民代表大会常務委員会に中期報告を作り出し、国務院証券監督管理機構が関連部署と共同で事中・事後の監督管理を強化し、リスクを防止と解決し、投資者の合法権益を確実に保護しなければならないことも明確にした。

全文：http://www.csrc.gov.cn/pub/newsite/zjhxwfb/xwdd/201512/t20151227_288668.html

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

合法的に弁護士の訴訟権利を確実に保障することに関する規定

最高人民法院が12日、2015年12月29日に公布の『合法的に弁護士の訴訟権利を確実に保障することに関する規定』を正式発表した。

当該規定の主要内容については下記の通りである。

1. 法に従って弁護士の知る権利を保障し、人民法院が裁判プロセスの公開、裁判文書の公開、執行情報の公開3プラットフォームの建設を継続的に完備化し、弁護士が即時に訴訟情報を獲得できるようにすること。訴訟プロセス、訴訟権利保障、調停・和解、裁判文書等の重要事項及び関連の進展状況について、法に従って遅滞なく弁護士に告知しなければならない。法に従って弁護士の事件記録を閲覧する権利を保障し、弁護士の事件記録閲覧申請に対して、合理的な時間以内に手配しなければならない。

2. 法に従って弁護士の法廷に出頭する権利を保障し、開廷日付を確定する際に、弁護士に必要な法廷に出頭する時間を予め保留しなければならない。特殊の状況で開廷日付を変更する場合、3日を繰り上げて弁護士に告知しなければならない。弁護士は正当な理由があつて開廷日付を変更することを請求する場合、裁判官はその他の当事者の意見を確認した後に許可することができる。アシスタントが弁護士と共同で法廷に出頭する場合、許可しなければならない。裁判官は、法廷審理の中で訴訟各者の質問、検証、陳述と弁論、弁護の時間を合理的に分配し、弁護士の意見を十分に聞き取れなければならない。

3. 弁護士が違法証拠の排除を申請して関連の手がかり又は書類を提供し、裁判官が審査を経て証拠収集の合法性に疑問を保有する場合、審理予備会議を開催し、又は法廷調査を行わなければならない。審査を経て法律の規定する違法方法で証拠を収集した状況が存在することを確認した場合、関連の証拠を排除しなければならない。弁護士が客観的な原因で自らに証拠を収集できない場合、法に従って人民法院に書面で証拠を調達することを申請することができる。

全文：<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-16468.html>